

多賀城市議会ハラスメント防止条例

近年、社会全体においてハラスメントに対する認識が深まりつつある中、地方議会においても、互いの人格と尊厳を尊重し、安全かつ健全な議会活動の場を確保することが強く求められている。特に、議員間における不適切な言動や、議員の立場を利用して職員に対して行われるハラスメントは、個人の尊厳を著しく損なうとともに、議会全体の信頼を大きく損ねる重大な問題である。

多賀城市議会は、すべての議員が相互に尊重し合い、市民の負託に応える健全で開かれた議会を実現するため、この条例を制定し、ハラスメントの根絶と防止に取り組むこととする。

（目的）

第1条 この条例は、多賀城市議会において、議員間及び議員から職員に対するハラスメントの防止、早期発見及び適切な対応を図るために必要な事項を定めることにより、人権の尊重と信頼される議会運営の確保を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、議会に関係する者の人格と尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛又は職務上の支障を生じさせるおそれのある次に掲げる行為をいう。

- (1) 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的又は身体的苦痛を与える行為
- (2) 相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感・屈辱感を与える行為又は職務環境を悪化させる行為

(3) 妊娠、出産、育児休業等に関連する言動により、不利益や負担を与える行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、差別的言動、名誉毀損、プライバシーの侵害など、相手に著しい不快感や精神的苦痛を与え、人権侵害のおそれのある行為又は個人の職務環境を害する一切の行為

2 この条例において「職員」とは、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

(2) 地方公務員法第3条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理及びその他業務委託により市の業務に従事する職員

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員間又は議員から職員へのハラスメントに適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び職務環境を害するものであること並びに職員及び議員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、個人の人格を尊重した

活動をしなければならない。

3 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するとともに、当該事態について議長に報告をしなければならない。

（議長の責務）

第5条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談及び申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議長職務の代行）

第6条 議長が第8条第1項に規定する調査の対象者又は被申出者（以下これらを「対象者」という。）となったときは副議長が、議長及び副議長が共に対象者になったときは多賀城市議会委員会条例（平成3年多賀城市条例第11条）第4条第1項に規定する議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（相談及び苦情の申出）

第7条 ハラスメントによる被害を受けたと感じる若しくはその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面（電子メール等を含む。）又は口頭により申し出ることができる。

2 議長は、前項の規定に基づき職員から申出があったときは、当該申

出があった事項を速やかに市長に報告するものとする。

（事実関係の把握及び有識者からの意見聴取）

第 8 条 議長は前条の申出があったときは、必要に応じて申出者又は当事者その他関係者に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

2 議長は、前項の事実関係の調査を行うために、会派（多賀城市議会議政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年多賀城市条例第 1 号）第 2 条に規定する会派をいう。以下同じ。）の代表者及び無会派議員（同条に規定する無会派議員をいう。以下同じ。）を委員とするハラスメント審査会を設置することができる。

3 会派等の代表者及び無会派議員が第 1 項の調査の対象者となった場合は、当該会派の代表者及び当該無会派議員は前項に規定するハラスメント審査会の委員となることができない。

4 議長は、前項の調査を公正かつ適正に行うため必要と認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

（対応措置）

第 9 条 議長は、前条の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、前条第 2 項に規定するハラスメント審査会による調査の結果に基づき、当該ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意等を行うとともに、当該議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じるものとする。

（再発防止等）

第 10 条 議長は、ハラスメントの事実が確認された場合には、再発防

止のための措置を講じ、その内容を議会内において適切に周知するよう努めるものとする。

（研修等の実施）

第 1 1 条 議長は、ハラスメントの防止に資するため、議員に対し、必要な研修等を実施するよう努めるものとする。

（プライバシーの保護）

第 1 2 条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第 1 3 条 本条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。